

伊予市公告第 3 2 号

公募型プロポーザルの公告

なかやまクラフトの里（販売管理棟 2 を除く）の指定管理者の選定に当たり、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

伊予市長 武 智 邦 典

1 指定管理概要

(1) 対象施設名

なかやまクラフトの里（販売管理棟 2 を除く）
（愛媛県伊予市中山町中山子 271 番地）

(2) 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理料（予算）

指定管理料は年間 1 1, 0 0 0, 0 0 0 円(税込)を上限とする。

2 参加資格

(1) 申込資格

指定管理者の指定手続きに申し込むことができる者は、法人又はその他の団体で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を除く。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

イ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

ウ 市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

エ 国税及び地方税を滞納している者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）等の規定に基づき更生、再

- 生、又は破産手続き等をしている者
- カ 指定期間開始日までに施設に甲種防火管理者の資格を有する人員を配置することができない者
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- ケ 役員（法人でない団体で代表者、又は管理人の定めがあるものの代表者若しくは管理人を含む。）のうちに、次の各号のいずれかに該当する者がいる団体
- （ア） 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）、又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - （イ） 法律行為を行う能力を有しない者
 - （ウ） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （エ） 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （オ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （カ） 暴力団の構成員等
- (2) 複数の法人等での共同申請
- サービスの向上、又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等で共同（以下「コンソーシアム」という。）で申請することができる。この場合において、次の事項に留意すること。
- ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定すること。
- イ 申請後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部、若しくは一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めない。ただし、特別な事情により、市がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとする。
- ウ 単独で申請した法人等が、他のコンソーシアムの構成員となることは

できない。また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできない。

エ コンソーシアムの全ての構成員が(1)の申請資格を満たしていること。

(3) 申請資格の留意事項

団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問わないが、個人は申請資格を有しない。

(4) 新設法人等の扱い

当該施設の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとするが、伊予市議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書、又は法務局が発行する受領書を提出しなければならない。

3 選定方法

指定管理者の選定は、伊予市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例施行規則（平成 17 年市規則第 142 号）第 5 条に基づく選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の基準に照らし、書類審査及びプロポーザルによる総合評価を行う。

(1) 選定基準

審査項目	評価項目	選 定 基 準	配点
指定管理者としての適性	管理運営実績	同種・類似施設的良好な管理運営実績があるか。 ※同種施設は道の駅、類似施設は、物販施設、飲食施設、その他商業施設等とする。	10
	経営基盤の安定性	経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行う財務能力を有しているか。	10
施設の管理運営に対する基本的な考え方	施設の設置目的の達成に向けた取組み	施設の設置目的や市の方針を十分理解しているか。 また、それらを達成するのにふさわしい施設計画を策定しているか。	10
	施設計画（施設構成、施設内容）	施設計画にある各施設について、サービス内容等、現実的で魅力的な提案になっているか。 また、市民等の交流を深め、産業の振興及び発展を図るような施設計画内容になっているか。	10

管理運営体制	組織体制	施設の管理体制が明確に示されており、人員体制や配置は妥当か。 また、職員の配置や勤務シフト等、労働条件は適正に配慮されているか。	10
	維持管理	清掃や警備、設備の保守点検等を含めた施設の維持管理業務について、基本的な考えができているか。	10
	施設管理	施設利用者の募集、施設管理等について、適切に実施できる提案となっているか。	10
	地域貢献	地元団体や企業との連携、市内からの積極的な雇用について、具体的に提案がなされているか。 また、将来的に地域経済や産業振興を担う後継者の育成と定着を図る内容となっているか。	15
	危機管理体制	防災対策や非常災害時の危機管理体制及び対応方法などが十分に考えられているか。	15
当該施設にふさわしい産業の振興等の取組み	地域特産品の活用	独自の商品開発など、地域特産物等の活用策について、地域資源のブランド化及び付加価値の向上を図る提案となっているか。	10
	情報発信	観光情報及び地域情報等の情報発信が、適切かつ魅力的なものであり、伊予市の知名度や認知度向上に寄与するものであるか。	10
	企画立案	季節や地域行事と連動した企画について、提案が現実的かつ魅力的な提案がなされており、市内外からの集客を期待させるものであるか。	10
収支計画	指定管理料の適正な収支計画	売上・経費等の妥当性を示す積算根拠が明確に示されており、事業収入の増大、支出の縮減など事業的に成長が見込まれた収支計画になっているか。 また、指定管理料縮減の提案がなされており、適正かつ効果的であるか。	20
合 計			150

(2) 審査等

ア 最低基準点（満点の6割）を満たし、最高得点を得た者を、当該施設の管理を行うに最も適当と認める団体として指定管理者に選定する。

イ 申請者が1者のみであっても、審査を実施し、獲得した評価点が満点の6割以上を満たしている場合は、当該施設の管理を行うにふさわしい者であると判断し、指定管理者候補者として選定する。

(3) 選定対象の除外

申請者が次の事項に該当する場合、選定対象から除外する。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- ウ 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- エ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- オ 理事者、選定委員会委員又は関係職員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク その他不正な行為があった場合

(4) 候補者の決定

市長が指定管理者の候補者を決定したときは、審査該当者全員に書面で通知するとともに、その内容を公表する。

4 手続き等の日程

内容	日程
公告（公募開始）	令和7年6月13日（金）
現地説明会申込受付期間	公告から令和7年6月23日（月）まで
現地説明会	令和7年6月26日（木）
質問書の受付期間	公告から令和7年7月4日（金）まで
質問書への回答日	令和7年7月10日（木）
申請書等の受付期間	公告から令和7年7月22日（火）まで
参加資格審査結果の通知 プレゼンテーション審査案内	令和7年7月30日（水）
プレゼンテーション審査	令和7年8月6日（水）
審査結果通知	令和7年8月12日（火）

5 協定締結

伊予市と指定管理者は、指定管理者の指定後速やかに、伊予市と指定管理者が締結する協定の内容その他指定管理者が行う管理業務に必要な事項を協議し、指定の期間を通じての管理業務を定める基本協定と年度別協定を締結する。

6 その他

担当部署 伊予市産業建設部商工観光課

電話番号 089-982-1120

メールアドレス syokokanko@city.iyo.lg.jp